

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年10月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和2年11月13日から同年12月3日まで縦覧に供する。

令和2年11月10日

香川県知事 浜田恵造

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 香南開拓パイロット地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 田辺池地区	さぬき市建設経済部 農林水産課